




文化審議会第3期文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ 事務局説明資料



令和5年7月5日（水）10:30-12:30
文化庁文化経済・国際課

目次

1. 令和5年度基盤・制度ワーキンググループについて
2. 本ワーキンググループに関連する文化庁関連の動向
3. 公的な鑑定評価制度の検討について
4. 文化芸術領域への寄附の促進、新たなデジタル技術を巡る潮流への対応について
5. 今回ご議論いただきたいこと

1. 令和5年度基盤・制度ワーキンググループについて

文化審議会 第3期文化経済部会

文化審議会

文化経済部会

文化芸術の創造的循環の議論及びその普及方法の検討

6月1日 各WG立ち上げ、課題提案、PR等事業内容提案
12月頃 各WG報告、事業報告、（報告書案）
3月頃 （報告書案）

アート振興ワーキンググループ

日本国内のアート作品、美術館の運営の在り方

7月4日 課題整理
8月頃 具体案提案
12月頃 具体案とりまとめ

基盤・制度ワーキンググループ

美術品の公的な鑑定評価制度、デジタル、税制議論

7月5日 進捗報告、課題整理
10月頃 論点整理、議論
12-1月頃 論点整理、議論
3月頃 報告

カウンスル機能検討ワーキンググループ

令和4年度報告書にかかる進捗管理

6月26日 事業報告
9月頃 事業報告
12月頃 事業最終報告

(敬称略)

(委員)

島谷 弘幸 独立行政法人国立文化財機構理事長／九州国立博物館長

(臨時委員)

生駒 芳子 ファッション・ジャーナリスト／一般社団法人フューチャーディションワオ代表理事
大橋 弘 東京大学教授
岡室 美奈子 早稲田大学教授／早稲田大学文化推進部参与
金野 幸雄 一般社団法人創造遺産機構理事
黒澤 浩美 金沢21世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター
小池 藍 THE CREATIVE FUND, LLP代表パートナー／京都芸術大学専任講師
後藤 治 学校法人工学院大学理事長
後藤 和子 摂南大学経済学部教授
佐伯 知紀 上智大学文学部非常勤講師／NPO法人映像産業振興機構顧問
中島 さち子 株式会社steAm 代表取締役
森信 茂樹 東京財団政策研究所研究主幹／財務省財務総合政策研究所特別研究官
山口 栄一 一般社団法人アートパワーズジャパン代表理事
吉見 俊哉 國學院大学教授

文化審議会 第3期文化経済部会委員名簿 (WG) (令和5年4月1日現在)

【アート振興WG】

(敬称略)

| | |
|--------|--------------------------|
| 片岡 真実 | 森美術館長／国立アトリサーチセンター長 |
| 黒澤 浩美 | 金沢21世紀美術館学芸部長／チーフ・キュレーター |
| 大胡 玄 | 大胡アートアドバイザリー合同会社代表 |
| 沢山 遼 | 美術批評家 |
| 杉浦 幸子 | 武蔵野美術大学芸術文化学科教授 |
| 住谷 晃一郎 | 香川県文化芸術局美術コーディネーター |
| 田口 美和 | タグチ・アートコレクション共同代表 |
| 保坂 健二郎 | 滋賀県立美術館長 (ディレクター) |

【基盤・制度WG】

| | |
|--------|--|
| 小池 藍 | THE CREATIVE FUND, LLP代表パートナー／京都芸術大学専任講師 |
| 森信 茂樹 | 東京財団政策研究所研究主幹／財務省財務総合政策研究所特別研究官 |
| 池上 健 | 明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授 |
| 桶田 大介 | シティライツ法律事務所弁護士 |
| 小津 稚加子 | 九州大学大学院経済学研究院教授 |
| 山内 真理 | 公認会計士山内真理事務所／株式会社THNKアドバイザリー代表 |

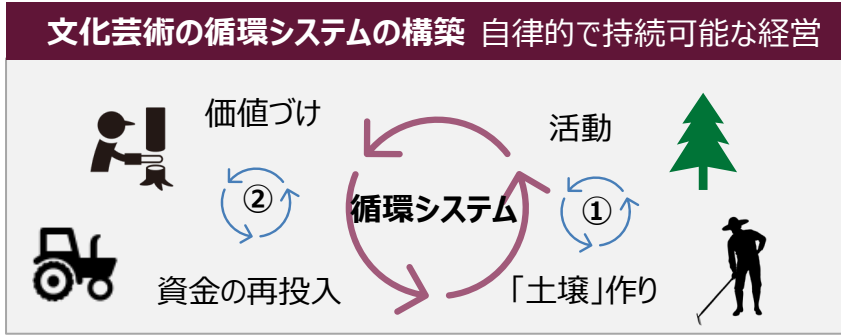
【文化芸術カウンシル機能検討WG】

| | |
|--------|---------------------------|
| 石田 麻子 | 昭和音楽大学教授・学長補佐 舞台芸術政策研究所所長 |
| 後藤 治 | 学校法人 工学院大学 理事長 |
| 梅原 あすな | 一般社団法人日本公共政策研究機構 客員研究員 |
| 北村 明子 | 有限会社シス・カンパニー代表取締役社長 |
| 草野 信明 | 株式会社クレアツォーネ 代表取締役 |
| 佐藤 主光 | 一橋大学経済学研究科教授 |
| 保坂 健二郎 | 滋賀県立美術館ディレクター (館長) |

2. 本ワーキンググループに関連する文化庁関係の動向

文化と経済の好循環を実現する文化芸術の「創造的循環」 概要（令和4年3月）

文化と経済の好循環 二つの「創造的循環」によって、資金が確保されるとともに文化芸術活動を促進し、さらに再投入の資金を生み出す「文化と経済の好循環」を実現する。



第1の「創造的循環」 文化芸術活動（「樹木」）を生み出す「土壌」を豊かにする循環

- (1) 創造的人材の持続的な育成
- (2) 「土壌」としての地域、場所
- (4) ファンドレイジングと税制措置
- (5) 文化芸術DXの推進
- (6) 文化芸術活動と担い手に関する公的統計・データ整備とアーカイブ

第2の「創造的循環」 文化芸術活動（「樹木」）を「保育」し、価値を高めて行く循環

- (3) マーケティング、ブランディング、プロモーション
- (7) グローバル市場への積極的な関与

創造的循環達成のための「7つの渦」

具体的なアクションプラン案（報告書p.18～）

- 【文化芸術循環システムの構築】（基盤的施策）**
- ① 文化芸術全般を振興する**カウシル機能**（伴走型支援機能）の確立・強化の検討
 - ② 文化芸術/ソフトパワー・プロモーション強化に向けた**関係機関の連携強化**
- (1)** ① ワザの学修プログラム、②アーティスト等の就労環境の改善
③プロデュース人材の育成
 - (2)** ①地域芸術祭等のエコシステムの検証、②歴史的建造物等を地域で持続的に産業として育成する仕組みづくり ③中間支援組織等の形成支援、④海外富裕層の誘致
 - (3)** ①発信強化、②グローバル（デジタル）マーケティング、③民間活動支援、④海外富裕層の誘致、⑤世界誘客の場づくり、⑥鑑賞者教育
 - (4)** ①文化芸術への寄附促進、②寄附マッチング、③コレクターと美術館の関係強化、④動画制作のインセンティブ
 - (5)** ①文化ビジネスのグローバル化推進、②新たなテクノロジーへの対応
③ブロックチェーン等を活用した美術品の来歴管理
 - (6)** ①文化芸術関係統計データの整備、②国内アーカイブの連携
③ナショナルコレクションの形成、④公的鑑定評価制度の創設
 - (7)** ①トップアーティストの育成、②文化ビジネスのグローバル展開
③国立館のパートナーシップ強化、④東アジアワイドでのプロモーション強化

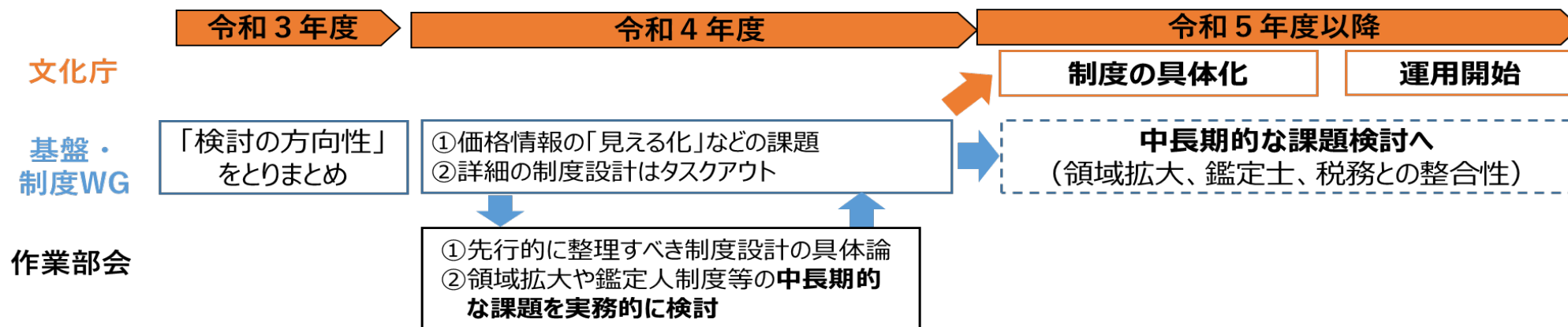
基盤・制度ワーキンググループとしての政策提言①

1. 文化芸術領域への寄附について

- 大前提として、文化芸術団体等が、寄附等を通じて自己収益を上げやすくなる環境整備が必要である(文化経済部会における課題)。
- クラウドファンディング等の個人による寄附活動は、今後も増加していくことが見込まれる。そうした寄附プロジェクト形成に重要な役割を果たすプラットフォームの役割を整理した上で、文化芸術振興の観点から具体的な活用促進策を検討すること。
- 寄附に関する税制優遇については、既に様々な措置が存在しているにも関わらず、必ずしもそれらが十分に活用されていない。
特に文化芸術分野における寄附を促進するため、自治体や企業等に対して、「企業版ふるさと納税制度」をはじめとした既存制度について、制度内容や事例、効果的な活用ノウハウ等を訴求しつつ、具体的な活用促進に向けた仕組みを検討すること。
- 個人や法人などが長く保有しているが、顕在化していない美術品等は数多く存在するとみられる。こうした美術品を後世に残していく観点から、相続・寄贈・遺贈等を円滑に進められるよう、相談体制の整備や、寄贈者や受贈者である美術館双方にとって使い勝手のよい枠組みを検討すること。

2. 公的な鑑定評価制度の検討について

- 公的な鑑定評価制度は、「アート市場の活性化」という目的のために整備するものである。
- 美術品の「市場価格」に関する情報の透明化を図るため、過去の取引価格等に係る情報を収集し、「見える化」する取組を行うこと。
- 美術品の「評価価格」に係る公的な鑑定評価制度については、本報告書及び「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」に基づき、具体的な制度検討を始めること。
- 様々な領域が存在する中で、まずは「近現代美術領域」での検討を進めるべく、現に行われている鑑定評価の実務を踏まえつつ、当面は法整備を伴わない民間機関の認定制度などを念頭に、令和4年度に本ワーキンググループの下に作業部会を設置して、制度設計に着手すること。
- 中長期的には、対象領域の拡大や鑑定人制度、税務との整合性確保などの観点からも検討を進めること。



公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方

1. 目的

- 公的な鑑定評価制度の整備を通じて、「**アート市場の活性化**」を実現することが目的。
 - アートの価格が客観的に分かりにくいいため、**新たな購入者が増えない**という課題への対応
 - 信頼性の高い時価評価手法の確立を通じた、**アート作品の「ナショナルアセット」の可視化**
- ※国が個々の美術品の真贋判定をしたり、文化的価値を判断する枠組みを作るものではない。

2. 本制度の対象

- 公的な鑑定評価制度は、**美術品等の「価格評価」の信頼性を高めるためのインフラ**として整備する。
- 「市場価格」については、**価格の透明性を高めるため、まずは過去の記録などの「見える化」**に取り組む。
- 「評価価格」については、**美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討**を進める。
特に透明性が低いと指摘されている「**精通者意見価格**」については**透明性を高める取組**を進める。
- 中長期的には、**税務における価格評価との整合性を確保**することを目指す。

3. 制度設計の基本的な考え方

- 諸外国の中でもシンガポールの制度に倣い、**鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法**を念頭に検討を進める。
- 上記のような方法を前提とした場合、認定等を受ける民間事業者に対して想定される要件は以下のようなものが考えられる。
 - 取り扱うことができる**美術品の種類を明確化**すること。
 - 鑑定評価方法について、**鑑定評価を行う体制（プロセスや鑑定評価者等の情報）を対外的に透明化**すること。
 - 過去の売買取引情報等の**価格に関する情報にアクセスできる環境が整えられている**（整えられる予定である）こと。
 - 専門領域に関する鑑定評価方法を、**次世代の人材育成に積極的に取り組む**。
- 検討に当たり、鑑定評価実務を行っている画商や、想定される制度利用者（税理士等）から実態を聴取しながら進めること。

基盤・制度ワーキンググループとしての政策提言③

3. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- 映像制作に係る環境変化も踏まえ、日本が世界的な制作拠点としての地位を確立するための措置について、検討を開始すること。
- NFTは、世界で急激に活用が進む新たなメディア・テクノロジーであり、文化芸術振興の観点からも有益に活用することが可能。様々な留意点を踏まえつつ、我が国の豊富な文化芸術資源を活用した具体的な取組を進めること。
- 我が国文化芸術のグローバル展開やクリエイターが自らの作品を使って直接収益を得ることができる手段の一つとしても活用できる可能性があり、そうした観点から、NFTの有効性や課題等を明らかにすること。
- 令和4年度政府予算案で計上した「美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業」により、ブロックチェーン技術を活用した美術品に関する来歴情報等を蓄積する取組を進めていくこと。
- 仮想空間は、デジタル化が進む社会における新たな生活空間として確立する可能性があり、今後の文化芸術活動における主要な表現の場となることが見込まれる。既に「バーチャル日本博」等の取組を進めているが、我が国の豊富な文化芸術資源について、仮想空間ならではの付加価値やグローバル展開の可能性を意識しつつ、更なる活用に向けた具体的な取組を進めること。

《基本計画の位置づけ・経緯》

- 文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めなければならないこととされている基本的な計画。
- 第1期計画期間が令和4年度で終了するため、令和5年度からの5か年を対象とした第2期計画の策定に向け、令和4年6月に文化審議会に諮問。
- 同審議会における有識者・団体ヒアリング、委員発表等を通じた集中的な審議を経て、令和5年3月に答申を受け、同月24日に閣議決定。

前文

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉。
- 我が国には、各地に魅力的な有形・無形の文化財が数多く存在し、雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・組踊等の伝統芸能の上演が行われるなど、長い歴史を通じて地道な努力により今日まで受け継がれてきた誇るべき価値を有する。
- 現代の美術・音楽・演劇・舞踊等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといったメディア芸術、和食・日本酒等の食文化を含む生活文化、建築・ファッションなどは、世代を問わず人々の心を捉え、デジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつあり、我が国の文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを示している。
- 新型コロナウイルスの感染拡大が、人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせるなど多くの人々に行動変容を迫る困難にあつて、文化芸術は、人々に安らぎ、勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識され、その灯を消さぬよう次世代への継承の努力が継続。
- また、文化芸術は、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等との緊密な連携の下、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、創造的な社会・経済活動の源泉として新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資される好循環を通じて、我が国の発展に寄与。
- 国際的にも多様性、包摂性、持続可能性をキーワードに、地球規模の課題の解決に向けた動きが活発化する中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大。

第1：我が国の文化芸術を取り巻く状況

1. 第1期計画期間中における文化芸術を巡る主な動向

- ・文化庁の京都移転決定を契機として、文部科学省設置法を改正し、文化庁が中核となって「文化に関する施策を総合的に推進」する権限を新たに規定、「芸術に関する教育」や「博物館に関する事務」を文科省から文化庁へ移管。
- ・日本で初めて第25回ICOM（国際博物館会議）京都大会を開催し、その理念を踏まえ博物館法を改正。
- ・文化観光推進法を制定、日本博を展開。
- ・2度にわたり文化財保護法を改正。「文化財の匠プロジェクト」を策定。

2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、文化芸術イベントは中止・延期・規模縮小、人々の行動自粛。
- ・文化芸術を専門的に支える個人や団体の文化芸術活動の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子供の文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響。
- ・改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性とともに、今後有事が生じた場合の迅速な対応の必要性等について再認識。

3. 社会状況の変化

- ・デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、幅広い需要に応えられる創造空間の実現、NFTの活用など取引形態の多様化。
- ・急激な少子高齢化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少、鑑賞者など需要の減少・市場の縮小。
- ・国際的／地球規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識の深まり。
- ・アジア発のコンテンツが興隆。我が国の文化芸術のグローバル展開が急務。

第4：第2期計画における重点取組及び施策群

1. 第2期計画における重点取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進

| | 重点取組 | 主な取組例 |
|---|----------------------|---|
| 1 | ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術水準の向上 ・文化芸術分野の活動基盤強化 ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 ・<u>文化芸術創造エコシステムの確立</u> ・我が国のアートの持続的発展の推進 ・<u>映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興</u> ・<u>ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化</u> ・文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用等による官民連携の促進 |
| 2 | 文化資源の保存と活用の一層の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 ・文化財の保存に関する集中的な取組 ・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 ・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興 |
| 3 | 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・<u>子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保</u> ・文化活動の円滑な地域連携・移行の促進 |
| 4 | 多様性を尊重した文化芸術の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 ・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 ・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進 |
| 5 | 文化芸術のグローバル展開の加速 | <ul style="list-style-type: none"> ・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり ・CBX*による海外展開の推進 ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 ・気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応 |
| 6 | 文化芸術を通じた地方創生の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進</u> ・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 ・食文化をはじめとする生活文化の振興 ・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 ・公共空間等のアーティスト等への開放 |
| 7 | デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現 ・<u>文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用</u> ・文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進 |

*CBX:日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効率的・戦略的に進める、変革を目指した取組

第4：第2期計画における重点取組及び施策群

2. 第2期計画における施策群

第2期計画期間中、効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するために16の施策群を整理し、具体的な取組を詳細に設定。

- ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
- ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展
- ③ 「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
- ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
- ⑤ 国土強靱化に資する文化財の防火・防災対策の推進
- ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保
- ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
- ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進
- ⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
- ⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出
- ⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
- ⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
- ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出
- ⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興
- ⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- ⑯ DX時代に対応した著作権制度の構築

第5：第2期計画推進のために必要な取組

1. 社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築

- 多様なデータと分析に基づくロジックモデルの構築、モニタリング指標やデータに基づく実態把握、状況の変化に応じた機動的かつ柔軟な施策の改善。
- 国内外の文化芸術活動・施策の動向把握や文化芸術の持つ価値の評価等のため、大学や独立行政法人等と連携し調査機能を強化。

2. 第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開

- 広報ツール（SNS、動画配信サービス等）の活用や、対象となる層に応じた情報提供を実施。

3. 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興

- 地方公共団体に対して、第2期文化芸術推進基本計画を参酌した「地方文化芸術推進基本計画」の改定・策定を促進。こうした地方公共団体の取組を促すため、国としても必要な情報提供等を実施。
- 地方公共団体において、文化芸術の振興を通じて地域の諸課題解決のための継続的な取組に関係部局等が一体となって取り組めるよう、文化芸術担当部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組む。

「文化芸術の自律的で持続的な発展に資する公的な支援の在り方について」概要（令和5年3月）

概要 文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する支援の在り方、進め方を検討し、文化芸術の発展に資する施策を提言。

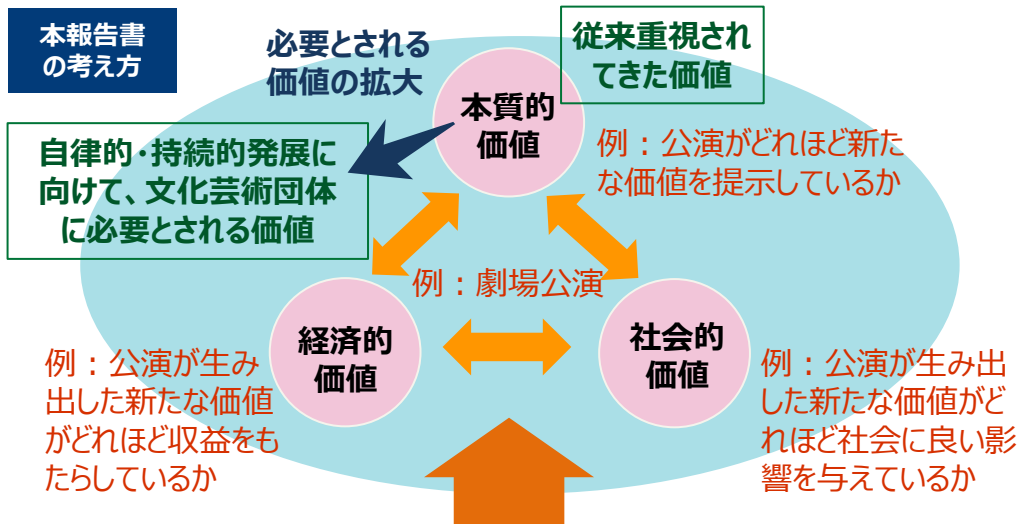
- 現状の課題**
- (1) 文化芸術団体の**基礎的な情報**が十分に収集・分析されていない
 - (2) 文化芸術（団体）の**社会的価値、経済的価値**が可視化されていない
 - (3) 文化芸術団体の**運営への支援**が不十分
 - (4) 文化芸術団体への助成が**発展のインセンティブ**として不十分



- (1) 文化芸術団体情報の集約化・可視化**
- 基礎的な情報の収集・分析による文化芸術団体情報の可視化
 - **補助金の手続きを情報システムで管理**。基礎情報を集約化
 - 情報システムへの登録を補助金申請の要件とする
 - **財務諸表や労務状況を定点観測**し、文化芸術団体や業界全体の運営能力やコンプライアンス対応の把握・向上を図る
 - ロジックモデル等により、**自らの様々な価値を可視化**

- (2) 評価**
- 自らのミッション・ビジョンを明確化し、事業計画や活動と結び付け、それらを評価することが重要
 - 評価に活用できる**標準的な情報システム**について検討
 - 社会的インパクトや運営に係る事項を評価項目に。**自己改革を促進する仕組み**を構築
 - 多様なステイクホルダーによる**多角的な評価**を行う手法を検討

- (3) 伴走型支援**
- 伴走者と対話しながら課題を抽出、団体自らが課題を解決していく手法
 - **伴走者は組織や事業の運営実務への知見を有する者／組織**を想定
 - 他省庁とも連携して組織や人材の情報を蓄積・共有できる体制を確立
 - 令和5年度から**伴走型支援を実証、実効性のある枠組を確立**



- 文化芸術の自律性・持続性を高める支援**
- ・可視化（統計）
 - ・客観化（数値化）
 - ・伴走型支援
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・サポート体制・枠組の整備
 - 等

- (4) 補助金の配分方法**
- 戦略的な**補助金の配分方針**や重点分野の設定を検討
 - **文化庁と芸文振の目的の明確化に基づく役割分担**
 - 補助金全体で配分率の調整
 - **マネジメントの視点から専門性をもって審査できる審査委員、委員選定基準の見直し**を検討
 - 組織基盤の強化、**運営改善を支援する補助金**の新設を検討
 - 芸文振が、**人材育成やマッチングなどの支援機能を強化**

- 今後の予定**
- R5～ 「文化芸術の自律的運営促進事業」にて伴走型支援等実証
 - R5～ 「舞台芸術等総合支援事業」のR6補助金への導入検討
 - R5～ 申請及び評価にかかる情報システム改修／導入の検討開始

3. 公的な鑑定評価制度の検討について

概要

平成29年度「我が国の現代美術の海外発信事業美術品等の寄附税制等における調査研究事業報告書」においてなされた公的な鑑定評価制度の整備に係る提言、その後の令和3年3月のアート市場活性化WG、令和4年3月の基盤・制度WGのとりまとめ等をふまえ、令和4年度に公的な鑑定評価に関する作業部会を設置、計3回開催し、関係者等からのヒアリング・検討を行なった。

本作業部会においては、価格評価の客観性・信頼性担保、恣意性の排除と検証可能性の向上を目的として、評価者がとるべき手法、手順等について整理を行い、「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版」として公表。また、「中間とりまとめ」において、令和4年度作業部会における検討内容と、令和5年度以降に検討すべき内容についてとりまとめ。

美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版

- 本ガイドライン試行版では、国内実務や他国事例を参考に、評価者が収集すべき資料、選択すべき価格評価手法・手順等について整理
- ABL（動産担保）融資や保険契約時の評価額算定等の活用を促進するためのインフラとして、セカンダリーを含むアート市場の活性化を目指しつつ、同時に税務実務等においても有用なものとなるよう留意
- 本ガイドラインに基づいて、評価根拠、価格決定プロセスを評価書に明示することにより、価格評価の客観性・信頼性担保、恣意性の排除と検証可能性の向上が実現されることを目指す

令和5年度以降の方向性

- ガイドライン試行版の運用開始・精緻化（目的に応じた評価手法・手順の差異抽出、手法の追加等）
- 鑑定評価における価格評価機関の公的な認定に向けた議論（認定方法、満たすべき要件等）
- データベース整備等（価格評価（取引事例比較法）の根拠資料整備、価格評価の検証可能性向上等）
- その他活用促進に向けた取組

背景・課題

美術品市場における基盤を整備し、その拡大を図ることを目指す。アート市場活性化WG（R3.3）、アート振興WG（R4.3）では、市場の拡大における基盤の脆弱性が指摘されていた。特に流通における来歴の管理、評価額の不透明性が市場の拡大に障害となっていることが明らかになっており、本事業を通して、その障害を改善して市場を拡大し、もってアート全体のエコシステムの形成の一端を担う。

事業内容

事業実施期間：令和5～9年度（予定）

美術品市場活性化の課題となっている取引市場の透明性の確保を各種事業により改善することを目指す。

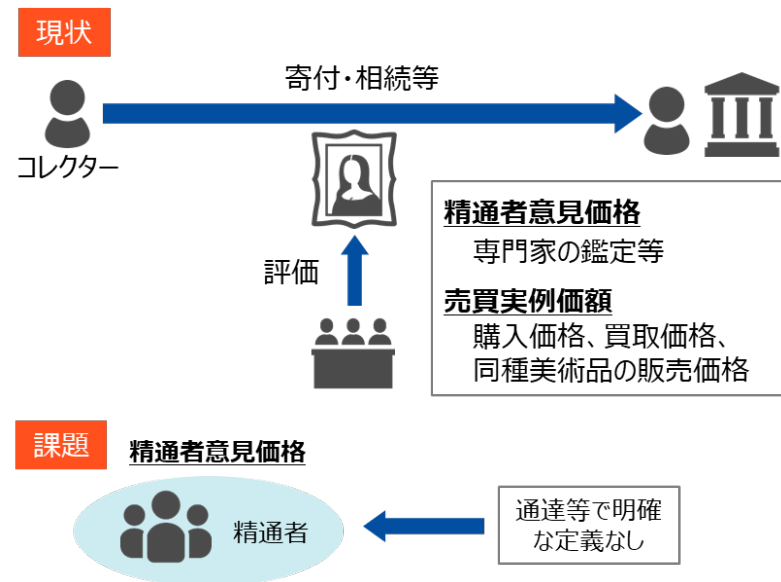
美術品の管理適正化のためのシステム開発事業 22百万円（新規）

- 市場に流通する美術品等の取引履歴（トレーサビリティ）の確保や、美術館・博物館における美術品・文化財の管理適正化を図る。（1件×22百万円、委託先：民間団体）

公的鑑定評価制度の創設に係る基盤整備・実証・取引実態調査 22百万円（新規）

- 美術品の相続や寄贈の際に活用する「精通者意見」は、算定根拠があいまいで、信頼性に乏しいため、恣意的な運用がなされている可能性が指摘されている（右図）。本事業では、近現代美術品を対象に鑑定評価を公的に「認定」等行い、その信頼性を高めることを目指す。併せて、諸外国における美術品取引の実態を調査する。（一式、委託先：民間団体）

【美術品鑑定評価の実態】



アウトプット(活動目標)

- 美術品の管理にかかるシステムの実証 令和5年度：5件（総数：20件予定）
- 公的鑑定評価制度の整備・実証・調査 1件

アウトカム(成果目標)

- 初期（令和6年頃）**：購入や貸し出し件数の増加
- 中期（令和9年頃）**：国内美術品取引額の増加、美術館における貸出件数の増加。
- 長期（令和14年頃）**：国民の美術品の購入へ意識の変化。美術品を購入したい人の割合の増加

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

我が国の美術品市場の活性化により、美術全体のエコシステムの形成がなされ、美術が持続的に発展することが可能となることにより、アート界全体の発展、ひいては我が国の発展に資することを目指す。

令和5年度アートエコシステム基盤形成促進事業（公募概要）

令和5年度実施事項のうち、

- 美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版の運用開始・精緻化（目的に応じた評価手法・手順の差異抽出、手法の追加等）
- データベース整備等（価格評価（取引事例比較法）の根拠資料整備、価格評価の検証可能性向上等）については、本委託事業内で実施予定。

（委託項目案）

◎ 公的な鑑定評価制度導入にかかる調査等

① データベース調査・要件提案等

- 国内外類似データベース調査、評価記録の所在調査等
- システム要件提案（システム構成、情報収集手段等）

② 美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についてのガイドライン試行版の実証的運用等

- 参考作品を用いた実行可能性検証
- 付帯条件の洗い出し（必要工数等→認定要件等に反映）

③ 上記にかかる諸調整・報告書の作成・提案

令和5年度 検討スケジュール（案）

| | |
|-----------|---|
| 7月5日 | <u>第一回 基盤・制度WG</u> →認定要件等検討① |
| 8-9月目途 | ガイドライン(試行版)実証(委託事業内) |
| 10月目途 | <u>第二回 基盤・制度WG</u> →実証結果のフィードバック、認定要件、方法等検討② |
| 12-1月目途 | <u>第三回 基盤・制度WG</u> →認定要件、方法等検討③ |
| R6年1-2月目途 | パブリックコメント募集 |
| R6年3月目途 | <u>第四回 基盤・制度WG</u> →パブコメの状況報告 |
| R6年3月中目途 | ガイドライン等のとりまとめ・公表 |

評価機関の認定要件（たたき台）についての検討

認定要件について、令和4年度作業部会においては、非違行為が行われた場合の対応、ガバナンスやアカウントビリティ（評価機関の体制、財務健全性等）、人材育成への取組等の必要性があげられた。これらを受け、事務局において類似認定制度等を調査、要件の骨組み（たたき台）を作成した。

| 参照事例 | 対象/目的 | 内容 |
|--|---|---|
| ■ 企業価値評価ガイドライン | 【対象】公認会計士が 【目的】（企業の）株式価値を評価する際の基準として参照する | 1. 一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ● 専門性 ● 職業的倫理と誠実性 ● 独立性・中立性 ● 正当な注意義務 ● 守秘義務 2. 実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 評価の目的、対象及び基準日の明確化 ● 評価実施計画の立案、適宜修正 ● 十分な業務の実施 ● 業務に関する依頼人と適宜協議 ● 適切な評価方法の選定 3. 報告 <ul style="list-style-type: none"> ● 報告書の記載事項 ● 企業価値評価業務上前提事項の記載 ● 利害関係の有無 ● 添付資料および引用・参考文献の記載 |
| ■ Uniform Standard Professional Appraisal Practice (USA) | 【対象】鑑定士が 【目的】鑑定業務において高レベルの公的信頼を維持向上させる | <ul style="list-style-type: none"> ● DEFINITION：用語および定義 ● Ethic rule/倫理規定：Integrity/誠実さ、公平性、客観性、独立性 ● Record Keeping rule/記録保管規定：鑑定業務書類の準備、記載事項、保管期間等 ● Competency rule/能力規定：鑑定業務に必要な能力の維持向上、開示等 ● Scope of work rule/業務範囲規定：鑑定に関わる問題の特定、業務範囲を報告書に記載 ● Jurisdictional Exceptional rule/適用外規定：法令で適用外とされた場合同基準は適用外 ● 上記、全般鑑定業務基準に加え、各対象別要求事項が続く Standard1-2: 物的財産鑑定、Standard3-4: 鑑定評価、Standard5-6：一括査定、Standard7-8: 個人資産鑑定、Standard9-10: 企業または無形資産鑑定 |

- USPAP**
 - ①倫理規定：「誠実さ」「公平性」「客観性」「独立性」それぞれ具体的行動規範明示
 - ②記録保管規定/業務範囲規定、対象別実施基準：不動産鑑定、個人資産鑑定、企業価値/無形資産鑑定ほか
 - ③-
- 企業価値評価ガイドライン**
 - ①一般的事項：1. 専門性、2. 職業的倫理と誠実性、3. 独立性・中立性、4. 正当な注意義務、5. 守秘義務
 - ②実施・報告に関するガイドライン、評価アプローチと評価法：実施・報告に関する要件+主要3評価アプローチと方法
 - ③-
- 認定日本語教育機関**
 - ①認定が受けられない条件：イ. 禁固刑（罰金の刑）または経過後5年未満、ロ. 認定取消し経過後5年未満
 - ②認定要件：1. (地方)独立行政法人または経済的基盤、知識経験、および社会的信頼を有するもの 2. 文科省既定の日本語教員体制、施設設備、教育課程当を備えている
 - ③認定取消要件：虚偽、不正による認定、欠格事項に相当、是正命令違反、届出/自己点検/報告/帳簿保管義務違反

I. 信頼性担保要件

- ①法令順守、秘密保持、②独立性・中立性
(当事者と利害関係がない/影響を受けない) の維持
- ③情報開示と是正(訴訟等の負情報含めた関連情報開示、問題の特定と是正) 等

III. 評価実務関連要件

- ①評価プロセスにおける透明性の担保
- ②評価書の作成、交付と保管
- ③費用の目安 等

II. 専門性に関わる要件

- ①評価の実績開示
- ②専門知識の維持向上（「ガイドライン」の周知含）に係る取組等

IV その他

- ①非違行為に対する対応 等

評価機関の認定要件（たたき台）についての検討

I. 信頼性担保要件

- ①法令順守、秘密保持
- ②独立性・客観性・中立性（当事者と利害関係がない／影響を受けない）の維持
- ③情報開示と是正（訴訟等の負情報含めた関連情報開示、問題の特定と是正）

USPAP

倫理規定：「誠実さ」「公平性」「客観性」「独立性」それぞれ具体的行動規範明示

記録保管規定/業務範囲規定、対象別実施基準：不動産鑑定、個人資産鑑定、企業価値/無形資産鑑定ほか

能力行動要件：鑑定業務に必要な能力の維持向上および自社の能力レベルの開示

企業価値評価
ガイドライン

一般的事項：1.専門性、2.職業的倫理と誠実性、3.独立性・中立性、4.正当な注意義務、5.守秘義務

報告に関するガイドライン：報告書記載内容、前提事項、利害関係、添付資料及び引用・参考文献の記載方法等

認定日本語
教育機関

認定が受けられない条件：イ. 禁固刑（罰金の刑）または経過後5年未満、ロ. 認定取消し経過後5年未満

認定要件：1.(地方)独立行政法人または経済的基盤、知識経験、および社会的信望を有するもの 2.文科省既定の日本語教員体制、施設設備、教育課程等を備えている

①法令順守、秘密保持

→欠格事由規定（認定取消実績、その他法令違反実績から〇年等）、守秘義務の記載

②独立性・中立性（当事者と利害関係がない／影響を受けない）の維持

→公平性、客観性、独立性を持った業務の遂行、偏見や利害を持った評価の排除等を記載

③情報開示と是正（訴訟等の負情報含めた関連情報開示、問題の特定と是正）

→倫理規定違反、その他非違行為に至らない範囲も含むネガティブ情報に関する開示、是正義務記載

評価機関の認定要件（たたき台）についての検討

II. 専門性に関わる要件

- ① 評価の実績開示、報告
- ② 専門知識の保持、維持向上（「ガイドライン」の周知含）に係る取組

USPAP

能力行動要件：鑑定業務に必要な能力の維持向上および自社の能力レベルの開示

企業価値評価ガイドライン

報告に関するガイドライン：報告書記載内容、前提事項、利害関係、添付資料及び引用・参考文献の記載方法等
実施・報告に関するガイドライン、評価アプローチと評価法：実施・報告に関する要件＋主要3評価アプローチと方法

認定日本語教育機関

実施状況を文科大臣に報告
複数言語での公表義務：日本語教育課程の授業科目及びその内容、生徒、教員及び職員の数、授業料

① 専門性・実績の開示、報告

→ 専門分野、実績等の公表義務

→ 実績についての情報開示・報告義務（対文化庁）、一般公表（HP上等）、データベース上での情報開示・公表義務（それぞれの開示・公表範囲については要精査）

② 専門知識の保持、維持向上（「ガイドライン」の周知含）に係る取組

→ 専門知識（実績）の保持に関する記載、機関に所属する専門家の能力維持向上、一般に対する専門知識の普及（努力義務記載）

評価機関の認定要件（たたき台）についての検討

III. 評価実務関連要件

- ①プロセスにおける透明性の担保
- ②評価書の作成、交付と保管
- ③費用の妥当性

USPAP

記録保管規定：鑑定業務書類の準備、記載事項、保管期間等明示

企業価値評価ガイドライン

実施・報告に関するガイドライン、評価アプローチと評価法：実施・報告に関する要件＋主要3評価アプローチと方法

認定日本語教育機関

帳簿記録保管義務

複数言語での公表義務：日本語教育課程の授業科目及びその内容、生徒、教員及び職員の数、授業料

①評価プロセスにおける透明性の担保

→専門分野、プロセス・方法論、必要日数、体制等の公表

②評価書の作成、交付と保管

→評価書に記載すべき内容、保管義務（期間）等

③費用、期間の妥当性

→費用・期間の目安に関する規定、その根拠情報の記載

評価機関の認定要件（たたき台）についての検討

IV. その他

- ①非違行為に対する対応
- ②その他

認定日本語
教育機関

認定取消要件：虚偽、不正による認定、欠格事項に相当、是正命令違反、届出/自己点検/報告/帳簿保管義務違反

①非違行為に対する対応等

→虚偽、不正による認定、欠格事由の露見、その他開示・報告義務違反等

今回ご議論いただきたいこと

下記のような観点から、ご意見ををお願いします。

- データベースの構築にあたり、考慮すべき点等
- ガイドラインの実証的運用にあたり、その他考慮すべき点
- 評価機関の認定要件について、項目の過不足、考慮すべき点等
- 評価機関の認定方法について
- その他

4. 文化芸術領域への寄附の促進、 新たなデジタル技術を巡る潮流への対応 について

1. 第2期計画における重点取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進

| | 重点取組 | 主な取組例 |
|---|----------------------|---|
| 1 | ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術水準の向上 ・文化芸術分野の活動基盤強化 ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 ・文化芸術創造エコシステムの確立 ・我が国のアートの持続的発展の推進 ・映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興 ・ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化 ・文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用等による官民連携の促進 |
| 2 | 文化資源の保存と活用の一層の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 ・文化財の保存に関する集中的な取組 ・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 ・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興 |
| 3 | 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 ・文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進 |
| 4 | 多様性を尊重した文化芸術の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 ・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 ・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進 |
| 5 | 文化芸術のグローバル展開の加速 | <ul style="list-style-type: none"> ・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり ・CBX[*]による海外展開の推進 ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 ・気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応 |
| 6 | 文化芸術を通じた地方創生の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 ・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 ・食文化をはじめとする生活文化の振興 ・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 ・公共空間等のアーティスト等への開放 |
| 7 | デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現 ・文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用 ・文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進 |

※CBX:日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開を、ビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進める、変革を目指した取組

第3期文化経済部会（第1回）における関連する議論について

<寄付促進関連>

- 企業版ふるさと納税も重要だが、寄付したい企業、寄付を受けたい地方自治体、文化芸術事業者やアーティストの3者がうまくマッチングできていない実情がある。文化庁はこのマッチングを含めたPRに取り組んでほしい。

<新たなデジタル技術関連>

- 境界を飛び越えるような多角化や、文化において本物を知ることと何かを作り出すということが分離しないで一体化していくような形が必要。デジタルアートの分野では民主化、市民化が進んでおり、道具として仕掛けられる可能性がある。

今回ご議論いただきたいこと

下記のような観点から、ご意見をお願いします。

- 企業版ふるさと納税制度をはじめとした既存の制度について、具体的な活用促進に向けた仕組みとしてどういったものが考えられるか。
- 新たなデジタル技術を巡る潮流を踏まえて、今年度具体的に議論すべき内容について
- その他